

船舶インシデント調査報告書

令和元年 11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年5月26日 07時00分ごろ
発生場所	島根県松江市沖ノ御前島北東方沖 沖ノ御前島灯台から真方位051°700m付近 (概位 北緯35°35.6′ 東経133°21.4′)
インシデントの概要	プレジャーボートねるは、漂流中、バッテリーが過放電状態となって船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月1日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ねる、1.1トン
船舶番号、船舶所有者等	272-24371鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、船外機を停止して漂流中、魚群探知機付GPSプロッターを作動させて流し釣りをを行い、船長が3回目の潮上りで船外機を始動しようとしたところ、バッテリーが過放電状態となっていたので、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。 本船は、予備のバッテリーを船内に備えていたが、同バッテリーも過放電状態であった。
分析	本船は、船外機を停止して漂流中、魚群探知機付GPSプロッターを作動させていたことから、バッテリーが過放電状態となり、船外機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機を停止して漂流中、魚群探知機付GPSプロッターを作動させていたため、バッテリーが過放電状態となり、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船外機を停止して漂流する際には、魚群探知機付GPSプロッター等電気機器の長時間使用を避けること。 ・バッテリーは、出航前に点検を行うとともに、耐用年数を考慮して早期に交換すること。

	・適正に充電された予備バッテリーを備えておくことが望ましい。
--	--------------------------------